国立大学法人東京農工大学における「若手人材育成拠点の設置と人事制度改革」事業に従事する職員就業規則

平成19年1月15日 18 経教 規則第9号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、科学技術振興調整費による若手研究者の自立的研究環境整備促進(採択事業名:若手人材育成拠点の設置と人事制度改革)事業に係る経費を雇用財源とする教育職員(以下「特任教員」という。)の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。(職名)
- 第2条 この規則の適用を受ける職員の職名は、次の各号のとおりとする。
 - 一 特任教員(テニュアトラック教員)
 - 二 特任教員(支援室長)

(雇用期間)

- 第3条 特任教員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。 (雇用契約の更新)
- 第4条 特任教員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、平成23年3月31日を超えない範囲内 において更新することができるものとする。

(給与)

第5条 特任教員の給与は、必要な事項を別に定める。

(所定労働時間)

- 第6条 特任教員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間当たり40時間以内とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。
- 2 前項の規定のほか特任教員は、1日8時間、1週間当たり40時間以内の勤務態様として 個別に定めることができる。

(裁量労働制)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、第2条第1号に該当する特任教員の労働時間は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第38条の3の規定により労使協定を締結して、当該労使協定により協定した時間を勤務したものとみなす。ただし、前条第2項の規程の適用を受ける者は除く。

(退職手当)

第8条 特任教員の退職手当は、これを支給しない。

(その他)

第9条 本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学職員就業規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年1月15日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 この規則は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第6条関係)

労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで